

第3分科会第3回会議の開催について（報告）

第3分科会第3回会議が、下記のとおり、開催されました。

日 時 平成24年4月24日（火）

午後1時00分から午後6時31分まで

場 所 法務省3階地検会議室

出席者 松本恒雄分科会長

鎌田薫部会長

内田貴委員，中井康之委員，萩本修委員，三上徹委員

岡崎克彦幹事，沖野眞已幹事，高須順一幹事，筒井健夫幹事，道

垣内弘人幹事，畑瑞穂幹事，深山雅也幹事，山野目章夫幹事

新井吐夢関係官，河合芳光関係官，川嶋知正関係官，金洪周関係

官，坂庭正将関係官，松尾博憲関係官

議 題 以下のとおり

- 1 「損害額の算定基準時の原則規定及び損害額の算定ルールについて」（部会資料34第1，1(4)）
- 2 「過失相殺（民法第418条）」のうち「要件」（部会資料34第1，2(1)）
- 3 「損益相殺」（部会資料34第1，3）
- 4 「金銭債務の特則」（部会資料34第1，4）
- 5 「譲渡禁止特約に違反する譲渡の効力」（部会資料37第1，1(3)ア）
- 6 「相対的効力案を採用する場合の譲渡禁止特約の効力の制限」（部会資料37第1，1(3)イ）

※ 以下の論点については、後日審議することとされた。

- ・ 債務者の行為準則の整備（部会資料37第1，2(3)）
- ・ 債権譲渡と相殺の抗弁（部会資料37第1，3(2)）
- ・ 譲渡人の地位の変動に伴う将来債権譲渡の効力の限界（部会資料37第1，4(3)）